

◇ 制度の相関概要図

《参考資料1》

【業績評価】

【説明責任】

① 佐世保市

② 地方独立行政法人

④ 議会

中期目標・
中期計画の
議決

法人業務実
績等評価の
聴取
など

12月定例会

提案/議決

提案/議決

3月定例会

報告

10月協議会

6月全員協議会

中期目標

〔議会の議決 → 法人へ指示〕

中期計画

〔議会の議決 → 市長の認可〕

年度計画

〔承認〕

業務実績評価

〔市長の評価 → 議会へ報告〕

財務諸表

〔市長の承認〕

意見

指示

提出/認可

承認

提出/評価

提出/承認

◇ 佐世保市総合医療センター
○ 北松中央病院

中期計画〔作成〕

年度計画〔作成〕

業務実績評価
〔法人(自己)評価〕

財務諸表
〔作成〕

経営状況報告
〔議会へ報告〕

関与

《中期目標》

- 直接市長から法人に対して指示できる唯一の手段
- 法人の病院運営の基本指針たる位置付け
- 法人による住民サービスは住民の関心事

〔中期計画〕

- 経営状況は財政負担(長期借入、運営費負担金など)をする市にとっても重大な関心事
- 住民の日常生活に密接に関連するサービス

③ 地方独立行政法人 評価委員会

中期目標

中期計画

業務実績等評価

《市長の附属機関》

- 市長に意見
↓
- ◇ 市長は意見を踏まえ対応

地方独立行政法人
佐世保市総合医療センター

第4期中期目標(概要解説)

主要項目の解説

- I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- II 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- III 財務内容の改善に関する事項
- IV その他業務運営に関する重要事項



I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(大項目)

1 地域完結型医療の推進(中項目)

佐世保市が目指す「地域完結型医療の構築」に向けて、病院に求める目標を記載しています。

・関係機関との連携強化や役割分担に努め、地域包括ケアシステムの中で公立病院としての役割を果たすとともに、途切れのない地域完結型医療の推進に貢献する。

2 提供する医療サービスの充実(中項目)

引き続き総合医療センターが提供する総合的な高度医療サービスの5本柱を目標として掲げています。

(小項目)

- 救急医療
 - ・救命センターの運営により関連機関と連携し、より重篤な患者の受け入れに努める。
 - ・救急医療体制の再構築に中心的な役割を果たす。
- がん医療
 - ・がん診療連携拠点病院として、がん医療の幅広い領域を担う。
- 小児・周産期医療
 - ・地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら専門性の高い診療に努める。
- 高度・専門医療
 - ・重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供する。
- 政策医療
 - ・民間では担うことが困難とされる、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療等を担う。

3 医療人育成体制の充実(中項目)

佐世保市総合医療センターの大きな役割でもある「明日を担う医療人の育成」に努め、地域の医療水準の向上に貢献します。

(小項目)

- 医師の研修制度の充実
 - ・研修プログラムをはじめとする育成体制の整備や、地域の医師を対象とした研修の充実に努める。
 - ・医学生の実習教育を充実させる。
- 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実
 - ・医療技術者の資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図る。
 - ・地域の医療従事者等への教育・研修を継続して実施する。

4 医学研究の推進(中項目)

治験や臨床研究活動に取り組むなど医学研究を推進することで、医療の質の向上を図ります。

- ・安全で信頼できる治験に取り組み、臨床研究活動を推進するとともに、研究成果の情報発信に努める。

5 医療の質の向上(中項目)

引き続き医療の質の向上に努めることとし、第3期中期目標同様、4つの小項目を掲げました。
それぞれが総合医療センターの5本柱である医療の提供において、その目的を果たすために必要な項目です。

(小項目)

- 施設・設備の充実
・施設の老朽化を踏まえ、長寿命化だけでなく建替えも視野に入れた検討を進める。
- 医療従事者の確保
・医師や看護師など優れた人材の確保に努め、医療技術者の安定確保を図る。
- 患者サービスの向上
・患者や家族が安心して医療を受けられるような環境を整備する。
・患者サービスの向上を図り、信頼される・選ばれる病院となるよう努める。
- 安全性の高い信頼される医療
・医療安全に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図る。

6 情報提供の充実(中項目)

開かれた医療機関として、積極的な情報発信を行うこととし、第3期中期目標同様、2つの小項目を掲げました。

(小項目)

- 分かりやすい保健・医療の情報発信
・保健・医療に関する情報を分かりやすく発信するなど、普及啓発活動を実施する。
- 病院情報の公開
・臨床指標を用い、様々な角度からの評価・分析に基づき、病院に対する住民の理解を深めるための病院情報を公開する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項(大項目)

1 法人管理運営体制の確立(中項目)

病院経営を効率的に行うため、経営全体が良い方向に向かうような目標を掲げています。

・法人の管理運営を的確に行うため、中長期的な経営戦略を立て、柔軟かつ適切な人員を確保・配置する。

2 経営管理人材の育成(中項目)

病院経営をより専門的・戦略的に行うため、事務部門の職員の人材育成について目標を掲げています。

・経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修に努める。

3 DXの推進(中項目)

デジタル技術の活用によりさらなる業務改善・効率化を推進する必要があることから、新たに目標を掲げています。

・デジタル技術を積極的に活用し、病院経営の効率化を推進する。

III 財務内容の改善に関する事項(大項目)

1 経営基盤の確立(中項目)

公立病院として、地域に密着した医療を安定的に提供するためには、健全な経営基盤(財務体質)の強化が必要です。

・収支の状況を迅速かつ的確に把握し、分析したうえで、効率的かつ効果的な病院運営に努め、健全経営を維持すること。

2 収益と費用の適正化(中項目)

健全な経営基盤の確立のため、収支における適正性について、収入面・支出面それぞれの目標を示しています。

(小項目)

- 収益の適正化
・適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応、施設基準の取得など、積極的な収益の確保に努める。
- 費用の適正化
・適正な人件費比率の維持、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しによる費用の適正化に努める。

IV その他業務運営に関する重要事項(大項目)

1 地域医療構想の達成に向けた取組み(中項目)

2025年を目途とする「長崎県地域医療構想」の実現に向けた取組が進められており、その中で総合医療センターが将来担うべき役割についてその目標を掲げたものです。

・長崎県地域医療構想を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため、基幹病院として、将来の医療需要を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関と連携を行う。

2 働き方改革の推進(中項目)

医師の働き方改革を踏まえ、職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備が必要です。

・人員の確保や適切な労務管理を行うとともに、タスクシフトやタスクシェアをはじめとする業務体制の見直しやICTの活用などにより、全ての職員が働きやすい職場環境を整備する。

3 新興・再興感染症への対策と対応(中項目)

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時等に適切に対応できる医療体制の整備が必要です。

・感染症指定医療機関として、新興再興感染症等の感染拡大に必要な対策が機動的に講じられるよう平時から医療体制を整備しておく。

・県、市、市医師会及び地域の医療機関と連携しつつ地域における中心的役割を果たす。

《参考資料 3》

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター

第4期中期目標（案）

令和6年●月

佐世保市

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、明治23年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とし、その後、名称と建物の変遷を経つつ、機能の拡充発展を図りながら、地域の基幹病院としての地位を強固なものとする中で、平成28年度には運営形態を地方独立行政法人に移行し、令和7年度からは第4期目となる新たな中期目標期間を迎える。

現在の佐世保県北地域における医療を取り巻く環境は、高齢者の増加に伴う医療需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少や医師の高齢化による慢性的な医師不足のほか、看護師等の医療人材不足が顕著となり、医療の需要と供給において大きな課題に直面している。

同様に、本市内の救急医療においても、二次救急医療を担う病院の減少や医師の高齢化による医療体制の脆弱化から、輪番制の維持が困難となるなど、安定的な救急医療体制の維持・確保が喫緊の課題となっている。

さらに、「長崎県地域医療構想」や「医師の働き方改革」など変革期にある中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、救急医療をはじめ、地域医療における課題が浮き彫りとなり、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時からその体制の構築が求められている。

そのような中、総合医療センターは、救命救急センターをはじめ、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の多くの機能を有する地域の基幹病院として、極めて重要な役割を担っている。

また、市が目指す「誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、総合医療センターは市と連携し、「地域の救急医療体制の維持・確保」への貢献のほか「効率的で質の高い医療提供体制」「佐世保県北地域における地域完結型医療」の要として、地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者や関係自治体との一体的な取組による良質で適切な医療サービスを提供することに加えて、患者サービスの向上も常に意識しながら「選ばれる病院」となることが必要である。

総合医療センターは、「救急医療」「がん医療」「小児・周産期医療」「高度専門医療」「政策医療」といった医療サービスを総合的に提供するとともに、佐世保県北地域においては、より高度な医療を担い、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割も果たすことで、次世代を担う若い医療人の育成や医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院となり、引き続き、地域の医療を長期的かつ安定的に支えていくことが期待される。

一方、経営においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に見られた受診抑制という住民行動の変化が、5類移行後現在においても続いていることで、収益面への影響が避けられず、健全経営の維持への課題も見られ、また、業務においては、デジタル技術の活用によりさらなる改善・効率化の推進が求められている。

以上のことから、総合医療センターにおいては、引き続き、健全な病院経営に努めるとともに、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、市の保健福祉部門との連携を密にして次に掲げる項目について取り組むこと。

1 地域完結型医療の推進

地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、地域包括ケアシステムの中で公立病院としての役割を果たすとともに、シームレス（途切れのない）な地域完結型医療の推進に貢献すること。また、あじさいネットなどのICTを活用した地域との連携促進に努めること。

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

急性期病院として、救命救急センターにおいて救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持するとともに、市、市医師会、二次救急輪番病院との連携強化による救急医療体制の再構築に中心的な役割を果たすこと。

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療、薬物療法による集学的治療及びがんゲノム医療を効果的に組み合わせた最適な治療を提供するとともに、がん相談支援等のがん医療における幅広い領域を担うこと。

(3) 小児・周産期医療

佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、県、市及び大学との連携を維持・強化すること。

(4) 高度専門医療

佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。

(5) 政策医療

民間では担うことが困難で地域に不可欠といわれる政策医療については、三次救急医療をはじめ周産期医療に対応するほか、離島診療所の運営や結核・感染症医療への取組、災害拠点病院としての適

切な備えに努めること。また、その実施に当たっては、公立病院として、法令または本市総合計画に基づき継続的に取り組むこと。

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

研修プログラムをはじめとする育成体制を整備するとともに、地域の医師を対象とした研修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させること。

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図ること。また、地域の医療水準の向上や人材確保につなげるため、地域の医療従事者等への教育や研修を継続して実施するほか、市立看護専門学校をはじめとする各種学生の実習教育に努めること。

4 医学研究の推進

国が定めた基準に従い安全で信頼できる治験に取り組むほか、臨床研究活動を推進するなど、医学研究の発展に寄与すること。また、こうした研究成果については、その情報発信に努めること。

5 医療の質の向上

(1) 施設・設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化に加え、将来の病院建替えも視野に建設計画等についても検討を進めること。

(2) 医療従事者の確保

医師、看護師、薬剤師をはじめ優れた医療従事者を確保するため、大学及び関係機関との連携を強化すること。また、修学・育成支援策について検討を進めるとともに、その確保に当たっては、医療を取り巻く環境の変化を見据え、中長期的な観点から計画的に行うこと。

(3) 患者サービスの向上

アンケート等により実態等を把握し、必要に応じ改善を加えるなど、患者や家族が安心して医療を受けられるような環境を整備するとともに、患者に寄り添ったサービスの向上を図り、「信頼される病院」「選ばれる病院」となるよう努めること。

(4) 安全性の高い信頼される医療

住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

保健・医療に関する情報をホームページ、広報紙、住民向け講演会等を活用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。

(2) 病院情報の公開

医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度からの評価・分析に基づき、病院に対する住民の理解を深めるための病院情報を公開すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人管理運営体制の確立

法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進を図り、理事長のリーダーシップのもと、中長期的な経営戦略を立て、柔軟かつ適切な人員を確保・配置すること。

2 経営管理人材の育成

経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、質の高い人材を育成すること。

3 DXの推進

デジタル技術を積極的に活用し、病院経営の効率化を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

経営状況について収支の状況を迅速かつ的確に把握し、分析したうえで、効率的かつ効果的な病院運営に努め、健全経営を維持すること。

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応、施設基準の取得など、将来の費用負担も十分考慮しつつ、積極的な収益の確保に努めること。また、未収金の発生予防・早期回収に向けた取組を推進すること。

(2) 適正な費用

必要に応じた人員の確保を行いつつ適正な人件費比率の維持に努めること。また、医薬品、医療材

料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しに継続して取り組むこと。あわせて、計画的な維持管理による施設の予防保全による投資の標準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進し、費用の適正管理に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

長崎県地域医療構想を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため、基幹病院として、将来の医療需要を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関と連携を行うこと。

2 働き方改革の推進

医師の働き方改革を踏まえ、人員の確保や適切な労務管理を行うとともに、タスクシフトやタスクシェアをはじめとする業務体制の見直しやICTの活用などにより、全ての職員が働きやすい職場環境を整備すること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症指定医療機関として、新興再興感染症等の感染拡大に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時から医療体制を整備しておくこと。県、市、市医師会及び地域の医療機関と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。

《参考資料 4》

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター

第3期中期目標

令和3年11月

佐世保市

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、明治23年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とする。

その後、名称と建物の変遷を経て拡充発展し、平成28年度には地方独立行政法人に移行し、令和4年度からは第3期目となる新たな中期目標期間に入る。

佐世保県北地域における医療を取り巻く環境は、少子高齢化の影響で、年少・生産年齢人口の減少が進む中、特に医師の高齢化は顕著で、慢性的な医師不足などの大きな課題に直面している。

また、市内の救急医療についても、そうした課題が原因とみられる二次救急輪番病院の離脱が出はじめており、これまで築き上げてきた地域における救急医療体制が揺らぎかねない事態に直面している。

さらには、「長崎県地域医療構想」や「医師の働き方改革」への取り組みなど地域医療を取り巻く環境は、過去にない変革期にあることに加え、世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の発生・拡大もあるなど混とんとした状況にある。

こうした中、総合医療センターは、救命救急センターをはじめ、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター等の機能を有し、地域の基幹病院として様々の重要な役割を担っている。

中でも、感染症指定医療機関としては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を受けて、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県、市、市医師会など関係機関と連携し、その対応に努めていかなければならない。

また、市は「誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち」の実現を目指していることから、総合医療センターは市と連携し、地域医療の要となり、その実現に向けて必要となる「地域の救急医療体制の維持確保」に貢献するほか「効率的で質の高い医療提供体制」や「佐世保県北地域における地域完結型医療」を構築するために、関係自治体や地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者と一体となって、地域が求める良質で適切な医療サービスを提供する必要がある。

そのためにも総合医療センターは、引き続き「救急医療」「がん医療」「小児・周産期医療」「高度専門医療」「政策医療」といった医療サービスを総合的に提供し、佐世保県北地域の中でも、より高度な医療を担うとともに地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割も果たすことが求められている。

これにより、次世代を担う若い医療人育成への貢献や、医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院を目指し、地域の医療を長期的かつ安定的に支えていく必要がある。

さらに、令和6年度から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応についても、医師の健康を守る一方で、医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その対応に万全を期さなければならない。

以上のことから、総合医療センターが、健全な病院経営に努めるとともに、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、市の保健福祉部門との連携を密にして次に掲げる項目について取り組むこと。

1 地域完結型医療の推進

地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、シームレス（途切れのない）な地域完結型医療の推進に貢献すること。また、あじさいネットなどのICTを活用した地域との連携促進に努めること。

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

救命救急センターの運営について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。また、市、市医師会、二次救急輪番病院との連携強化による救急医療体制の再構築検討に貢献するとともに、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域における役割を果たすこと。

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療及び薬物療法による集学的治療に加え、がんゲノム医療を効果的に組み合わせた最適な治療を提供するとともに、がん相談支援等のがん医療の幅広い領域を担うこと。

(3) 小児・周産期医療

佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、県、市及び大学との連携を維持・強化すること。

(4) 高度専門医療

佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。

(5) 政策医療

民間では担うことが困難で地域に不可欠といわれる政策医療については、三次救急医療をはじめ周産期医療に対応するほか、離島診療所の運営や結核・感染症医療への取り組み、災害拠点病院として

の適切な備えに努めること。また、その実施に当たっては、公立病院として、法令または本市総合計画に基づき継続的に取り組むこと。

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

医師にとって魅力的な研修プログラムをはじめとする育成のための制度を整備するとともに、地域の医師を対象とした研修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させること。

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を目指すこと。また、地域の医療水準の向上や人材確保につなげるため、地域の医療従事者等への教育や研修を継続して実施するほか、市立看護専門学校をはじめとする各種学生の実習教育に努めること。

4 医学研究の推進

国が定めた基準に従い安全で信頼できる治験に取り組むほか、臨床研究活動を推進するなど、医学研究の発展に寄与すること。また、こうした研究成果については、その情報発信に努めること。

5 医療の質の向上

(1) 施設、設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた検討を進めること。

(2) 医療従事者の確保

医師、看護師、薬剤師をはじめ優れた医療従事者を確保するため、大学及び関係機関との連携を強化すること。また、修学・育成支援策について検討するとともに、その確保に当たっては、医療を取り巻く環境の変化を見据え、中長期的な観点から計画的に行うこと。

(3) 患者サービスの向上

患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼される病院運営に努めること。また、そのひとつの方策としてボランティアと連携を図り、患者サービスの向上に努めること。

(4) 安全性の高い信頼される医療

住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

保健・医療に関する情報を市民向け講演会の開催やホームページ、広報紙等を利用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。

(2) 病院情報の公開

医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標を評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を公開すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人管理運営体制の確立

法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進等に向けて体制を見直すとともに、理事長のリーダーシップのもと、長期的な経営戦略と柔軟かつ適切な人員の確保・配置により、効率的・効果的な法人運営に努めること。

2 経営管理人材の育成

経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、質の高い人材を育成すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

意識改革のための環境を整備し、経営マインドを醸成することによって収支の状況を迅速に把握するなど、速やかに経営の舵取りを行い、健全経営を維持すること。

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応、施設基準の取得など、将来の費用負担も十分考慮しつつ、積極的な収益の確保に努めること。また、未収金の発生予防・早期回収に向けた取り組みを推進すること。

(2) 適正な費用

必要に応じた人員の確保と合わせて、適正な人件費比率の維持に努めること。また、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しに継続して取り組むこと。あわせて、計画的な維持管理による施設の予防保全による投資の標準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進し、費用の適正管理に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため旗艦的な役割を果たし、構想の実現に向けて取り組むこと。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。特に、医師の時間外労働規制の適用に当たっては、複数による主治医制導入を検討するなど、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その対応に万全を期すこと。また、看護師の勤務体制についても、働きやすい環境の構築に努めること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。

《参考資料 5》

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター第3期中期計画

【目次】

前 文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地域完結型医療の推進
- 2 提供する医療サービスの充実
- 3 医療人育成体制の充実
- 4 医学研究の推進
- 5 医療の質の向上
- 6 情報提供の充実

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 法人管理運営体制の確立
- 2 経営管理人材の育成

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 経営基盤の確立
- 2 適正な収益と費用

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 地域医療構想の実現に向けた取組み
- 2 働き方改革の推進
- 3 新興・再興感染症への対策と対応

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- 2 想定される短期借入金の発生理由

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 料金の減免又は徴収の猶予

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画
- 2 施設及び設備に関する計画
- 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「当院」という。）は、佐世保県北地域の医療を支えていく病院としての認識を持ち、佐世保市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人の特徴である公共性、透明性及び自主性を最大限に発揮し、佐世保県北地域の住民へのより良い医療の提供と効果的・効率的な病院運営に努める。

第1 中期計画の期間

令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域完結型医療の推進

当院は、地域の基幹病院として、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携を図り、各医療機関からの紹介による患者の受入れや急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、機能分担を図るなど、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに地域完結型医療の推進に努める。

さらに、あじさいネットなどのICTを活用し、医療連携の強化や地域の医療従事者も含めた教育の充実を図り、地域の医療の質の向上に努める。

紹介率等連携推進関係	R2年度 実績値	R6年度 目標値
紹介率（%） 【地域医療支援病院要件 65%以上】	89.6	90.0
逆紹介率（%） 【地域医療支援病院要件 40%以上】	114.3	100.0
あじさいネットカルテ閲覧件数（件）	3,467	3,500

地域医療従事者対象の研修会	R2年度 実績値	R6年度 目標値
研修会総数（（回数）人数） 【地域医療支援病院要件 年12回以上の開催】	(6)373	(23)1,050
地域医療研修会	(2)239	(6)400
救命救急・脳卒中勉強会	(2)101	(12)450
がん関係研修会	(2)33	(5)200

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

佐世保県北地域の三次救急医療機関としての役割を担うために、救命救急に携わる医師・看護師等の医療スタッフを確保する。また、初期・二次救急医療機関、救急隊及び行政等との連携強化及び役割分担の推進に努め、救急医療体制の再構築検討に協力する。

重症患者を受け入れる救急病床についても常時安定し病床確保が整うようベッド調整を行う。

医師、看護師をはじめとする医療スタッフへの臨床教育と同時に、佐世保県北地域の医療従事者への研修等の充実に努める。

救命救急患者搬送件数	R2年度 実績値	R6年度 目標値
救急車・ヘリ搬送【受入】件数（件） 【救命救急センター要件 救急搬送受入数年1000回以上】	2,967	3,300
救急車・ヘリ搬送【入院】件数（件）	1,977	2,100
救急車・ヘリ搬送以外の救急患者【受入】件数（件）	2,898	3,000
救急車・ヘリ搬送以外の救急患者【入院】件数（件）	879	900

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、専門スタッフの配置、高度な医療機器の整備に努め、手術、放射線治療、薬物療法による集学的治療に加え、がんゲノム医療を効果的に組み合わせた最適な治療を提供する。

「がん相談支援センター」を中心として、がんに関する病気の情報提供や相談にも積極的に取り組む。

がん関係件数※ ¹	R2年 実績値	R6年 目標値
がん入院患者数（実人員）（人）※ ²	3,447	3,700
悪性腫瘍手術件数（件）	1,352	1,600
放射線治療管理料件数（件）※ ³	523	600
外来化学療法件数（件）※ ⁴	1,054	1,200
がん相談件数（件）	1,081	1,200

※¹がんに関する数値は、年単位で記載。

※² ※³ ※⁴ 第3期中期計画より、集計方法を変更。

(3) 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の産婦人科医と連携し、ハイリスク出産等に対する安全な分娩管理や母体・新生児の救急搬送に対応する。

小児医療については、地域の小児科医との連携を強化し、役割分担のもと救急医療や高度専門医療を必要とする疾患を中心に幅広く対応する。

県、市及び大学との連携を維持強化し、医師の確保に努め、地域の住民が安心して子供を産んで育てることのできる環境づくりに努める。

小児・周産期医療関係	R2年度 実績値	R6年度 目標値
正常分娩件数（件）	4	20
異常分娩件数（件）	251	250
NICU 病床稼働率（%）	92.9	95.0
小児病棟（GCU 含む）病床稼働率（%）	38.3	55.0

(4) 高度専門医療

高度専門医療を総合的に担うための人材を確保するとともに施設・設備の充実を図り、高度な診断・治療の提供に努める。

手術・検査・処置件数等	R2年度 実績値	R6年度 目標値
手術件数（件）	4,895	5,300
うち胸腔・腹腔鏡件数	1,098	1,200
うちロボット支援下手術件数	-	150
がん遺伝子パネル検査件数（件）	15	25
全身麻酔件数（件）	2,427	2,600
MRI 撮影件数（件）	6,291	6,500
CT 撮影件数（件）	24,786	25,000
消化器内視鏡検査・処置件数（件）	4,675	5,000
気管支鏡検査・処置件数（件）	329	350
血管造影・血管内治療件数（件）	1,471	1,400
人工透析件数（件）	3,141	3,500

(5) 政策医療

地域に不可欠な医療で市の医療施策である三次救急医療、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療に対応するとともに、災害拠点病院として適切に備え、今後も市及び関係機関と協力しながら公的な病院としての役割を担う。

離島・感染症患者数	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
宇久【入院】延患者数（人）	3,322	2,978
宇久【外来】延患者数（人）	16,894	15,552
黒島【外来】延患者数（人）	1,628	1,500
高島【外来】延患者数（人）	450	300
結核【入院】延患者数（人）	0	700
新型コロナウイルス感染症延患者数 ※	1,023	-

※ 新型コロナウイルス感染症患者受入れ患者数を参考として記載。

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

① 学生教育の充実

次世代を担う医師の育成のため大学医学部学生の実習受入を積極的に行う。

医 師	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
医学生実習受入数（人）	25	33

② 研修医育成

教育研修プログラム等の一層の充実及び指導体制の強化を図り、臨床研修指定病院として、研修医の技術・知識の向上に寄与する。

医 師	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
基幹型臨床研修受入数（人）	24	28
協力型臨床研修受入数（人）	6	8

③ 専門医育成

学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医の育成に努めるなど地域における医療の中核となる人材の育成を図る。

医 師	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
専門研修プログラム数（基幹施設）	2	4
専門研修プログラム数（連携施設）	15	15

④医師を対象とした研修会の開催

地域の医療水準向上のため、院内及び地域の医師を対象とした研修会を開催する。

医 師		R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
各種研修会参加者（人）	地 域	0	50
	院 内	26	100

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

①医療従事者の育成

医療の高度化・専門化に適切に対応できる医療従事者の育成のため、研修プログラムの充実を図るとともに資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図る。また、地域の医療従事者等への教育研修を積極的に行い、地域の医療水準の向上に努める。看護師の育成においては、生涯教育をバックアップするために、長崎県看護キャリア支援センターと連携しながら教育研修に努める。

専門資格取得者	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
【看護師】 認定看護管理者（人）	1	1
【看護師】 特定行為研修を修了した看護師（人）	4	6
【看護師】 専門・認定看護師（人）	17	20
【薬剤師】 専門・認定薬剤師（人）	10	14
【その他の医療技術者】 専門・認定医療技術者（人）	75	91

研修受入・派遣	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
長崎県看護キャリア支援センター講師派遣者（人）	7	10

②学生実習の充実

次世代を担う医療従事者の育成のための実習病院として、看護部・薬剤部・医療技術部や事務部において実習生の受入れに努めると同時に、教育機関において行われる看護教育に対し、必要となる支援の実施を行う。

受入人数	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
看護学生（人）	191	300
薬学生（人）	3	4
医療技術系学生（人）	14	40
医療事務系学生（人）	2	5

市立看護専門学校講師派遣人数	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
医師（人）	34	35
看護師（人）	13	15
薬剤師（人）	0	1
その他の医療技術者（人）	2	5

③ 中学・高校生向けの体験・見学の充実

医療人・社会人育成に貢献するため、中学・高校生向けの病院体験学習等の受入に努める。

受入人数	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
高校生（人）	0	40
中学生（人）	0	20

4 医学研究の推進

医学の進歩へ貢献するため、治験や臨床研究活動に取り組む。また、その研究結果をホームページ等で情報発信する。

医学研究関係	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
治験新規契約件数（件）	1	2
治験継続契約件数（件）	5	5
臨床研究審査件数（件）	51	50

5 医療の質の向上

(1) 施設、設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に柔軟に対応するため、施設の整備・維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に実施し、長寿命化を図る。

【施設整備計画】

施設維持改修事業

【設備整備計画】

- ・ 高額医療機器
- ・ その他の医療機器及びソフトウェア等

(2) 医療従事者の確保

地域医療構想に基づく佐世保県北医療圏の今後の病床機能分化等を念頭におきながら、院内医療従事者への負担が大きくなるよう、適正な人員確保に努める。人材確保に当たっては、奨学金返還支援をはじめとした修学、育成支援制度の導入について検討を進める。

人員数（常勤換算）	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
医師（人）	156	169
看護師（人）	595	629
薬剤師（人）	21	28
医療技術職（人）	121	133
事務職等（人）	262	280

※非常勤職員含む。

(3) 患者サービスの向上

①患者中心の医療の提供

地域の患者から信頼される病院運営に努め、患者とその家族の立場に立った医療を提供する。

②快適性の向上

定期的に患者やその家族のニーズを把握し、よりきめ細かなサービスの提供に向けて適正な病院運営の見直しや院内の療養環境の改善に努める。

③患者からの相談に対する対応の充実

患者が安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不安や医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応する。

④職員の接遇改善

常に患者やその家族の立場を考え、誠意をもった応対ができるよう、全職員の接遇の一層の向上を図る。

⑤ボランティアとの連携

病院ボランティアとの連携を図り、患者視点からの要望に沿った患者が安心を得られる環境づくりに努める。

患者サービス関係		R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
患者 満足度	5段階評価（平均値）	4.2/5.0	4.2/5.0
	満足した人の割合（%）	87.6	90.0
	不満な人の割合（%）	2.1	2.0以下
患者相談件数（がん相談除く）（件）		6,089	6,000
職員接遇研修	参加率（%）	12.4	80.0

(4) 安全性の高い信頼される医療

①医療安全対策の充実

住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全にかかる体制を強化し、医療事故及び医療事故につながる潜在的事故に関する情報の収集及び分析に努める。また、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知するための研修会等を充実し、院内の医療安全対策を徹底する。

②院内感染対策の充実

院内感染に対しては、感染対策部門により、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に努め、感染源や感染経路等に応じた適切な院内感染予防対策を実施するなど患者、家族、職員の安全確保に努める。また、院内感染対策について、全職員に周知するための研修会等を充実させる。

医療安全・感染対策	R2年度 実績値	R6年度 目標値
医療安全研修会受講率 (%)	98.5	100
院内感染対策研修会受講率 (%)	98.5	100

③患者中心の医療の実践

病状と診療内容について十分な説明を行い患者の理解及び合意に基づく治療法を選択する等、患者中心の医療を実践する。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

住民に対して、病院の情報と病気に関する情報をホームページ、広報紙、市民向け講演会等を利用し「より正確に・より分かりやすく・より利用しやすく」提供することに努める。

市民向け講演会	R2年度 実績値	R6年度 目標値
市民向け講演会 (回数) 人数)	(2)212	(12)900

(2) 病院情報の公開

患者数、在院日数、疾病分類等に関する臨床指標を用い、提供した医療を評価・分析し医療の質の向上を図るとともに、情報を分かりやすく提供し、地域の住民に親しまれる病院を目指す。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人管理運営体制の確立

(1) 適正な法人管理体制の構築

理事長を中心とした法人の管理運営体制を確立し、全職員が目標を共有し、達成に向けて取り組む。理事会、監事監査、内部監査などを通じて法人としてのコンプライアンスの徹底を図る。

(2) 効率的な病院運営

各部門の専門性を発揮し、医療環境の変化に的確にかつ迅速に対応できるよう人員の確保・配置を行い、適正な運営体制を構築する。

地方独立行政法人の特性である柔軟性のある予算執行や複数年契約などの効率的な病院運営を行う。

2 経営管理人材の育成

医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等、経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう経営管理機能を強化し、戦略的な病院運営を行うため、階層や職務に応じた効果的な院内研修の実施や外部の専門研修等への職員の積極的な参加を奨励するなど、教育・研修体制を充実する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

公的な病院として果たすべき医療機能を継続して提供するためには、安定した経営基盤の確立が不可欠であるため、各部門において目標管理を徹底し、効率的・効果的な病院運営体制の構築に努める。中期計画、年度計画に掲げる組織目標の着実な達成のため経営分析による戦略的な病院運営を実施し、職員の病院運営に対する意識改革のため職員へ定期的に病院経営の情報を発信する。

収支比率	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
経常収支比率 (%)	110.9	100.0
医業収支比率 (%)	95.3	102.2

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

診療報酬改定や医療関連法令の改正、高度化、多様化する医療ニーズなど、医療環境の変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、収益の適正管理（未収金含む。）を図る。

また、柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担により、病床利用率の向上など収益の向上を図る。

患者数等	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
(入院) 年間延患者数 (人)	148,713	175,478
(入院) 新規年間患者数 (人)	11,354	13,923
(入院) 一日平均患者数 (人)	407	481
(外来) 年間延患者数 (人)	193,014	192,942
(外来) 一日平均患者数 (人)	794	794
(入院) 診療単価 (円)	70,859	74,989
(外来) 診療単価 (円)	25,115	25,767
病床稼働率 (%)	66.7	78.7
平均在院日数 (日) ※診療所を除く	11.9	11.5

(2) 適正な費用

①適正な人件費比率の確保

収益向上に繋がる人員配置など、運営上必要な人員の確保を行いつつ、人件費比率の適正化に取り組む。

人件費比率	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
人件費比率 (%)	53.7	47.6

$$\text{人件費比率} = \text{給与費} \div \text{医業収益} \times 100$$

②物件費の節減

医薬品、医療材料等の調達にかかる価格交渉の徹底や多様な契約手法、委託業務の見直しや後発医薬品の使用の拡大などを行い、継続して支出の節減に取り組む。

物件費比率	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
薬品費比率 (%)	18.7	18.7
診療材料費比率 (%)	14.1	14.1

$$\text{薬品費比率} = \text{薬品費} \div \text{医業収益} \times 100 \quad \text{診療材料費比率} = \text{診療材料費} \div \text{医業収益} \times 100$$

後発医薬品利用率	R2 年度 実績値	R6 年度 目標値
後発医薬品利用率 (%)	91.38	90.0

③施設の計画的な維持管理

計画的な維持管理による施設の予防保全による投資の標準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進する。

(単位:百万円)

施設整備投資額	令和2年度 実績値	令和6年度 目標値
施設整備投資額	100	309

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

佐世保県北医療圏において、医療需要に応じた病床の機能分化と地域完結型医療を実現するために、高度急性期及び急性期医療の充実に努め、必要な役割を果たす。

厚生労働省の求める病床機能を分類するための定量的基準の策定に関わり、あわせて病床稼働率等地域の実情について他の医療機関と共通認識を持ち、必要に応じて病床再編に取り組む。

2 働き方改革の推進

働きやすく、働き甲斐のある職場づくりのため、人員の確保、タスクシフトやタスクシェアをはじめとした業務体制の見直しなど、働き方改革の各種施策を総合的に推進する。

医師については、2024年度の時間外上限規制適用に向けて、複数主治医制など各診療科の実態に基づいた負担軽減策を計画的かつ着実に実施し、労働時間の縮減を図る。

看護師については、2交代制の定着化や看護補助者の活用などにより、より一層の負担軽減を図る。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症指定医療機関として、新興・再興感染症発生時は、県・市をはじめとして、医師会や地域の医療機関と連携し、正確な情報を迅速に収集するとともに、中等症以上の患者に対応するべく必要に応じた対策、体制整備を図る。また、全職種が共通認識を持って対応できる教育体制の維持に努める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度））

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	56,033
医業収益	52,032
運営費負担金等収益	2,297
補助金等収益	1,485
その他の収益	219
営業外収益	255
運営費負担金等収益	32
その他の収益	223
臨時利益	0
資本収入	3,745
長期借入金	3,703
補助金等収入	42
計	60,033
支出	
営業費用	53,351
医業費用	52,262
給与費	25,197
材料費	19,276
経 費	7,510
その他の費用	279
一般管理費	1,089
給与費	861
経 費	219
その他の費用	9
営業外費用	95
支払利息	95
その他の費用	0
臨時損失	0
資本支出	6,312
建設改良費	4,365
償還金	1,944
その他の支出	3
計	59,758

（注）期間中の物価の変動等は考慮していません。

【人件費の見積】

期間中総額 26,058 百万円を支出します。

なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、職員の給料、諸手当、法定福利費、退職手当に相当するものです。

【運営費負担金の算定のルール等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方によります。また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とします。

2 収支計画（令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度））

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	56,281
医業収益	51,976
運営費負担金等収益	2,297
補助金等収益	1,485
資産見返補助金等戻入	302
資産見返物品受贈額戻入	23
その他の収益	198
営業外収益	239
運営費負担金等収益	32
その他の収益	207
臨時利益	0
計	56,520
費用の部	
営業費用	54,149
医業費用	52,929
給与費	25,177
材料費	17,529
経 費	6,865
減価償却費	3,088
その他の費用	270
一般管理費	1,220
給与費	861
経 費	199
減価償却費	151
その他の費用	9
営業外費用	2,834
支払利息	94
雑損失	2,740
臨時損失	0
計	56,983
純利益	▲463

3 資金計画（令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度））

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	61,803
業務活動による収入	58,058
診療業務による収入	52,031
運営費負担金等による収入	2,331
補助金等による収入	3,255
その他の収入	441
投資活動による収入	42
補助金等による収入	42
財務活動による収入	3,703
長期借入金による収入	3,703
前期中期目標の期間からの繰越金	7,113
資金支出	60,060
業務活動による支出	53,327
給与費支出	25,939
材料費支出	19,276
その他の支出	8,112
投資活動による支出	4,787
有形固定資産取得による支出	4,787
財務活動による支出	1,946
長期借入金の償還による支出	1,537
移行前地方債償還債務の償還による支出	406
その他の支出	3
次期中期目標の期間への繰越金	8,856

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 20億円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 施設・設備の整備費用や医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
- (5) 災害・感染症等による施設経営ができないときの一時的な資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特に費用を要するものは、実費相当額若しくは理事長が別に定める額又はその契約に定めるところによる。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。

2 料金の減免又は徴収の猶予

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより診療料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に対応するため、必要に応じて組織及び職員配置の弾力的な見直しを行うなど効果的かつ効率的な組織運営体制を維持する。

2 施設及び設備に関する計画

（単位：億円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備事業	32.5	佐世保市長期借入金、自己資金
施設維持改修事業	9.1	佐世保市長期借入金、自己資金

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の佐世保市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備・改修、医療機器等の購入等の財源に充てる。